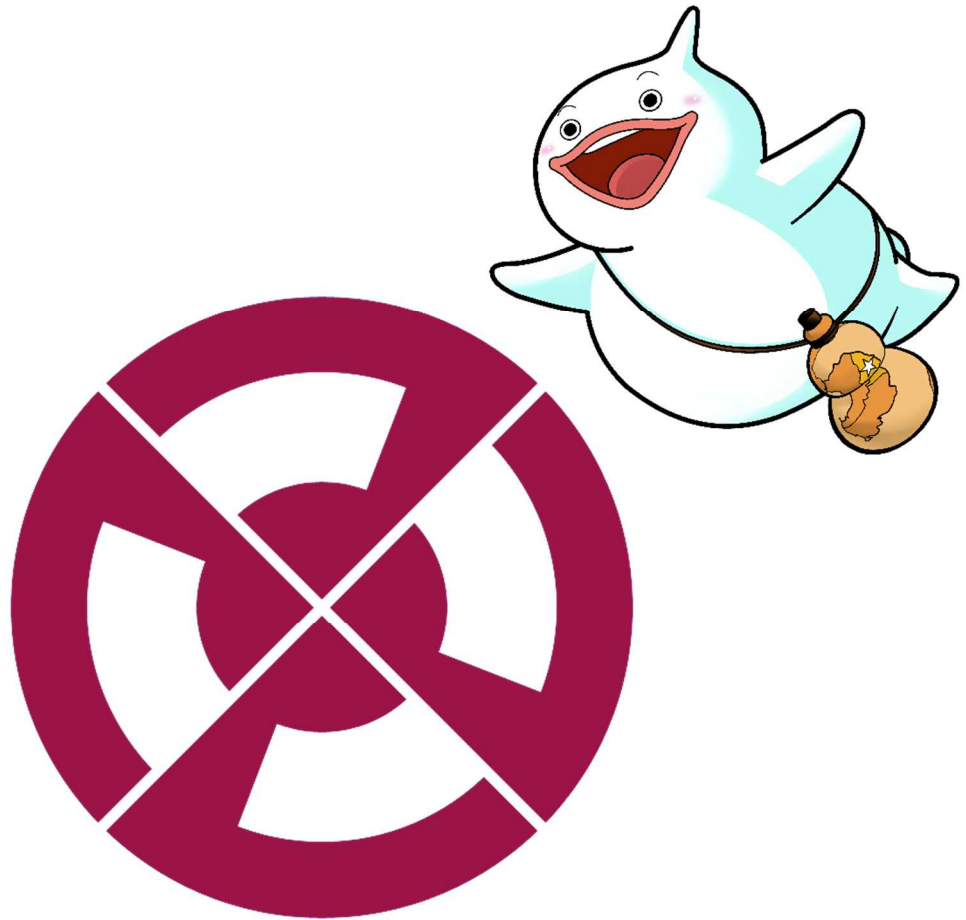


島原市第五次行政改革大綱



島 原 市

(平成30年5月)

目 次

I	行政改革の基本的な考え方	1
1	基本方針	1
2	行政改革の取り組み経緯	4
II	重点的な取り組み項目	6
1	重点的改革項目	6
2	取り組みの具体的方策	7
	【1】持続可能な財政基盤の確立	7
	【2】効率的・効果的な行政運営の推進	8
	【3】行政サービスにおける連携・協働の推進	10
	【4】市民の声が届く行政サービスの提供	11
	【5】定員管理及び給与の適正化	12
	【6】時代変化に対応する人材育成と働きやすい環境の推進	13
	【7】地方公営企業の経営健全化	14
III	行政改革の推進体制	15
	(参考資料) ー 1 島原市行政改革推進審議会	16
	ー 2 島原市行政改革大綱の経緯	16
	ー 3 第一次～第四次行政改革大綱の主要実績	17
	ー 4 島原市行政改革審議会答申	25
	ー 5 第五次行政改革大綱策定に係る審議会経緯	26

第五行政改革大綱の目的

『島原の未来を創る市政運営の実現』

1 基本方針

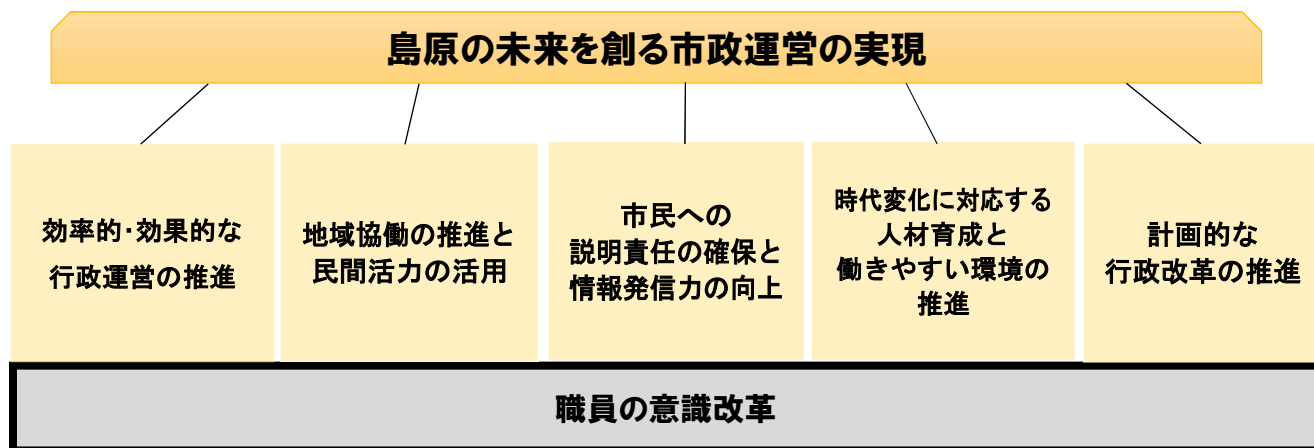
本市においては、昭和 60 年以来、行政改革に係る大綱や各種施策を、それぞれの時期に応じた取り組みを推進することにより、行政サービスの維持向上や健全な財政運営という面で一定の成果を収めてきたものとする。

しかしながら、本市では、若年層の人口流出や少子化などの影響により人口減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、平成 47 年に 3 万 5 千人を割り込み、平成 72 年には 2 万 2 千人と現在の人口の約 46%までに減少するとの推計もある。

これから先、人口を維持するために、地域間での競争が求められる時代となり、本市は平成 27 年 10 月に「島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。周辺地域との協調を基本としながら、一方では、基礎自治体としての生き残りをかけて個性ある独自の施策を展開していくことが求められる。

また、本市の財政状況に目を向けると、今後、地方交付税収入の減少が見込まれる一方、社会保障関係費の支出は増加していくものと見込まれ、ますます財政運営は難しくなっていくものと考えられる。

こうした状況にあって、簡素で効率的な行政システムを確立し、限られた行政資源のなかで行政サービスの質の向上を図るため、次に掲げる項目を本大綱の基本的な方針として、将来を見据えた行政サービスの最適化の推進に向け取り組むものとする。



【効率的・効果的な行政運営の推進】

地方自治体の自らの責任と判断で、主体的に地域にふさわしい公共サービスを提供するという本格的な分権型社会において、今後ますます複雑・多様化する市民ニーズと新しい行政課題に対し、より高い専門性をもって対応できる行政システムへの改革と、自主性・自立性の高い財政運営の確立を図るものとする。

また、定型的業務や庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託などの推進の観点から、改めて総点検を実施し、民間事業者が担うことができるものについては、市民サービスの維持・向上に配慮しつつ、指定管理者制度や委託可能性の検討、行政評価などの手法を積極的に活用して、計画的に事務事業の見直しや民間委託などを推進することで、限られた行政資源を真に行政が担うべき役割・分野に重点的かつ効果的に配分し、行政サービスの質の向上を図るものとする。

【地域協働の推進と民間活力の活用】

地域課題の解決に向け、市民や NPO 等との協働事業の推進や大学との連携協定による取り組みを推進し、市民、地域団体、NPO、民間事業者、大学等の多様な主体と行政が、それぞれの知恵や力、強みを活かし、様々な分野で連携・協力し、協働によるまちづくりを推進するものとする。

また、公共施設の整備などにおける、民間の資金や経営能力・技術力の活用や、遊休資産等の活用・共有の仕組みである「シェアリングエコノミー」などの、民間活力を活用する新たな手法を取り入れ、行政サービスの向上やコストの縮減を図るものとする。

【市民への説明責任の確保と情報発信力の向上】

市民が主役の開かれた市政を推進するためには、市民と行政の信頼関係を高めることが必要であることから、情報公開を積極的に行うなど、市民への説明責任を果たしながら透明性の向上を図るものとする。

また、すべての市民が、行政サービスを受ける機会を公平に得られるようにするため、「読みやすく！分かりやすく！役に立つ！」広報紙づくりに努め、さらには、必要な情報を必要な時に得られるよう、ホームページやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を積極的に活用し、情報を幅広くかつリアルタイムに発信するほか、職員一人一人の情報発信に対する意識向上とスキルアップに努めるなど、情報発信力の向上を図るものとする。

【時代変化に対応する人材育成と働きやすい環境の推進】

時代変化に対応する人材を育成するため、職員の専門研修や民間派遣研修等の充実を図ることで、職員の意識改革を図りながら、政策形成能力等の向上に努めるものとする。

さらに、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、職員のやる気と元気を引き立てることで、一人一人が高い目的意識と経営感覚を持ち、創意工夫しながら市民目線で業務を遂行できる職員を育成するものとする。

【計画的な行政改革の推進】

本大綱に掲げる改革項目については、具体的な取り組み内容を改革目標年度、数値目標等を定めた実施計画に基づき進行管理を行うものとする。

また、改革の推進にあたっては、職員一人一人が、自ら考え、自ら行動するなど改革意欲を持ち、市役所全体が一体となり改革の実現に取り組むものとする。

2 行政改革の取り組み経緯

本市では、昭和 57 年 10 月、市職員で構成する「島原市行財政検討委員会」を設置し、国民年金事務や住民税等の証明・徴収事務を電算化するなど、独自に行政改革の取り組みを開始した。

昭和 60 年 1 月に国から示された「地方行革大綱」を受けて、同年 10 月には、体系的な取組としては本市で最初となる行政改革大綱（第一次）を策定し、組織機構の見直しや事務改善の推進に取り組んできたが、平成 3 年からの雲仙普賢岳噴火災害により取組みの中断を余儀なくされた。また、大綱策定後の社会情勢の変化もあり、より実情に即した改革・改善の指針とするため、第一次の大綱を全面的に見直し、平成 8 年 3 月に、平成 8 年度から 5 年間の計画期間とする第二次の行政改革大綱を策定した。

この第二次大綱では、組織・機構の改革や定数削減、学校給食調理業務の教育文化振興事業団への委託や、し尿処理業務の民間委託などの改革に取り組んできた。

その後、地方分権の進展や市町村合併の論議が高まりをみせるなど、地方自治を取り巻く環境が大きな変革を迎え、これら地方自治制度の改革や社会経済情勢の変化と、来たるべき新しい時代に的確かつ柔軟に対応できるような行政運営全般にわたる行政システムの改革を目指し、平成 13 年 3 月、第三次となる行政改革大綱を策定した。

第三次大綱では、民間委託の推進など事務事業の見直しに加え、職員の意識改革や人材育成、行政評価など新たな行政マネジメントシステムの取り組みや、情報化の推進などを改革の重点項目として掲げた。具体的には、学校給食調理業務の完全委託化や市職員の特殊勤務手当見直し、市単独補助金の見直し・削減など行政経費の節減を図るとともに、事務事業評価システムの本格導入に向けた取り組みや、インターネットを活用した申請書や市政情報の提供による市民サービスの向上などに取り組んだ。

しかしながら、少子高齢社会を迎え、依然として国と地方を通じた厳しい財政状況が続くなか、本格的な地方分権の進展や三位一体の改革による財政構造の変化など、地方自治を取り巻く情勢はさらに変革し、簡素で効率的な行政システムの確立と、行政サービスの質の向上を図りながら、子育て支援や高齢社会対策をはじめ、多様化・複雑化する行政課題に迅速かつ的確に対応することが求められるようになった。

このため、平成 20 年 5 月、平成 20 年度を起点とする第四次の行政改革大綱を策定して、本市が担う役割の重点化や、地方分権時代にふさわしい行政システムの確立、地域協働の推進などに取り組むこととし、以降、外部の意見を採り入れた行政評価システムの確立と継続的な事務事業の見直し、保育所・養護老人ホームの民間移譲、市の施設への指定管理者制度の積極的な活用、職員定員の適正化、人事評価制度の構築と人事・給与等への反映、パブリック・コメント^{※1}制度や市民公募委員の拡充による地域協働の推進など、一定の成果を収めてきたところである。

しかし、大綱策定から約 10 年が経過し、この間、若年層の人口流出や少子化などの影響により人口減少が進むとともに、地域社会の担い手不足や地域活力の減退が懸念されている。今後、将来にわたり人口を維持するため、市民をはじめ多様な主体と連携しながら、地域の特色を生かした独創性のある事業に取り組むことが喫緊の課題となっているが、

一方で、地方交付税収入の減少や社会保障関係費の増加など、本市の財政運営はますます厳しくなっている。

また、AI※²（人工知能）やIoT※³（モノのインターネット）など情報通信技術の飛躍的な進展や、シェアリングエコノミー※⁴に代表される新たなビジネス形態の普及により、これまでにない新たな住民サービスの創出や、行政課題の克服に繋がることが期待されている。

こうした社会経済情勢の変化に対応していくため、新たに第五次の行政改革大綱を策定し、簡素で効率的な行政システムの確立をさらに進める一方、限られた行政資源を真に必要なとされる事業に効果的に配分し、引き続き行政サービスの質の向上に取り組むものである。

なお、本大綱に掲げられていない事項であって、大綱策定後の社会経済情勢や行政ニーズの変化等により新たに生じた課題についても、本大綱の基本方針や行政改革の理念に沿うと認められるものは、積極的に取り組んでいくものとする。

【大綱の計画期間等】

大綱の計画期間	平成 30 年度を起点に概ね 10 年間
実施計画 (概ね 5 年間)	「島原市第五次行政改革大綱実施計画」 本実施計画は、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題や行政ニーズ等に的確かつ柔軟に対応できるよう、必要に応じて弾力的に見直しを行う。
成果等の公表	本大綱及び実施計画に基づく行政改革の進捗状況や成果等については、必要に応じて市議会や島原市行政改革推進審議会へ報告を行うとともに、市のホームページや広報紙等を利用して、広く市民に公表し、理解と協力が得られるよう努めるものとする。

【用語説明】

※1：パブリック・コメントとは、公的な機関が規則や政策を決めていく過程で、広く公に意見・情報・改善案などを求め、民意を反映させる仕組みのこと。

※2：AI とは、Artificial Intelligence の略で、一般的に人工知能と和訳される。人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術のこと。又は、人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラムのこと。

※3：IoT とは、Internet of Things の略で、モノのインターネットとも言われる。様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続させたり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

※4：シェアリングエコノミーとは、「場所」「乗り物」「モノ」などの遊休資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、インターネット上の仕組みを介して、個人間でシェア（共有）する新しい経済の動きのこと。

Ⅱ 重点的な取り組み内容

1 重点的改革項目

地方分権改革のさらなる推進や地方創生による自治体間競争が活発化する中、市民に最も身近な基礎自治体である本市の役割は、これまで以上に重要となり、高度化・多様化する市民ニーズを的確に把握し、市民目線の行政サービスの提供と自らの判断と責任による持続可能な行財政運営を図るため、次の重点的改革項目を中心に積極的な行財政の改革に取り組むこととする。

【1】持続可能な財政基盤の確立

【2】効率的・効果的な行政運営の推進

【3】行政サービスにおける連携・協働の推進

【4】市民の声が届く行政サービスの提供

【5】定員管理及び給与の適正化

【6】時代変化に対応する人材育成と働きやすい環境の推進

【7】地方公営企業の経営健全化

2 取り組みの具体的方策

【1】持続可能な財政基盤の確立

厳しい財政状況と市民ニーズの多様化・高度化や少子高齢化の進展に伴い、新たな市民ニーズに的確に対応するために、将来を見据えたまちづくりを着実に進めていかなくてはならない。国においては、行政改革等の取り組みによって効率的に歳出削減を行った自治体の経費を基準に、地方交付税を算定する方式が導入され、これまで以上に行政サービス全般の効率化や歳出削減への取り組みが強く求められる。

このような中、本市においては、国・県の補助制度や財政的に有利な合併特例債、過疎対策事業債等の特定財源を最大限に活用し、喫緊の課題である「人口減少対策」に向けて、子育て支援や就労環境支援、定住促進支援等の新規事業を積極的に取り入れるなど、事業の「選択と集中」を推進し、新たな行政課題や市民ニーズへの的確かつ柔軟な対応に努めているところである。

今後は、長期的な視点に立った健全かつ効率的な行財政運営を推進する必要があり、ふるさと納税や広告掲載事業等の新たな自主財源の確保や市有財産の有効活用などに取り組み、安定的な歳入の確保に努めるとともに、負担の公平性の観点から市税等の適正な賦課と未収金の縮減を図るものとする。

さらに、統一的な基準による地方公会計の整備により、財政情報を市民にわかりやすく開示するとともに、地方公会計の整備により得られる指標の検証など、今後の地方公会計の活用のある方について検討を行い、将来見込まれる財政負担を適切に分析し、効率的・計画的な財政運営に取り組むものとする。

<主な取り組み事項>

1. 歳入確保への取り組み	
(1) 自主財源の確保	
(2) 未収金の縮減	
2. 歳出削減への取り組み	
(1) コスト意識の徹底による歳出の効率化	
(2) 補助金、負担金等の見直し	
3. 効率的・計画的な財政運営	
(1) 地方公会計の推進	
(2) 安定した財政運営	

【2】効率的・効果的な行政運営の推進

社会経済情勢をはじめとして市政を取り巻く環境は、時代とともに大きく変化しており、これらの変化に迅速かつ的確に対応し、市民の信頼に応えていかなければならない。

また、限られた財源や人材等の行政資源を最大限に活用しながら、市民の視点と感覚を取り入れ、最少の経費で最大の効果が発揮できるよう、効率的で効果的な行政運営の確立が必要である。

そのためには、市の施策の見直しや、行政運営に民間経営の視点と発想を取り入れ、成果を重視した行政システムを確立していく必要がある。

公共施設の効率的・効果的な維持管理については、公共施設等総合管理計画に基づき、本市が保有する施設などの全体を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、施設の最適な配置等を実現することに努めるものとする。

ICT※⁵（情報通信技術）については、AI※⁶（人工知能）やIoT※⁷（モノのインターネット）等、飛躍的に進展しており社会生活に劇的な変化をもたらしている。これらの新しい技術を積極的に活用することで、これまでになかった新しい住民サービスを創出し、また、行政手続きの一層の電子化や市政情報の迅速な提供などに取り組むものとする。

定型的業務や庶務業務を含めた事務事業全般については、民間委託などの推進の観点から、改めて総点検を実施し、民間事業者が担うことができるものについては、市民サービスの維持・向上に配慮しつつ、行政評価等の手法を積極的に活用して、改善・統合・見直し・構築・廃止の観点で捉え、計画的に事務事業の見直しや民間委託などを推進することで、限られた行政資源を真に行政が担うべき役割・分野に重点的かつ効果的に配分し、行政サービスの質の向上を図るものとする。

さらに、行政運営の効率化を図るため、仕事の進め方の見直しという観点からの業務プロセス改革の手法である、BPR※⁸（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）の考え方も取り入れるなど、これまでの業務改善から一歩踏み込んだ業務の最適化にも取り組むものとする。

【用語説明】

○※⁵：ICTとは、Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術のこと。コンピューターデータ通信に関する技術を総称的に表す語のこと。

○※⁶：AIとは、Artificial Intelligenceの略で、一般的に人工知能と和訳される。人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術のこと。又は、人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラムのこと。

○※⁷：IoTとは、Internet of Thingsの略で、モノのインターネットとも言われる。様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続させたり、相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

○※⁸：BPRとはBusiness Process Re-engineeringの略で、既存の業務の構造を抜本的に見直し、業務の流れを最適化する観点から再構築すること。

＜主な取り組み事項＞

1. 公共施設の効率的・効果的な維持管理	
	(1) 公共施設等総合管理計画に基づく適切な維持管理
2. ICT の利活用	
	(1) マイナンバーカード・マイナポータル※ ⁹ の活用の推進
	(2) 先端 ICT 技術（AI・IoT）等を活用した住民サービスの検討
	(3) 積極的な情報発信
	(4) 効率的な会議運営の検討
	(5) 庁内情報化の促進
3. 行政評価の充実	
	(1) 行政評価の活用
	(2) 行政評価方法の見直し
4. 事務事業の最適化と業務形態の変革	
	(1) 社会の変化に合わせた業務内容の見直し
	(2) ごみ収集業務の民間委託の推進
	(3) 窓口サービス業務の形態の見直し
	(4) 福祉施設の見直し
	(5) 公民館の運営のあり方検討
	(6) 定型的業務・庶務業務の最適化

【用語説明】

※9：マイナポータルとは、マイナンバー制度の導入に併せて、国が新たに構築したポータルサイトのことで、マイナンバーカードの交付を受けた人がアクセスできる。具体的には、行政機関同士でのマイナンバーを含む個人情報のやりとりの記録の確認や、行政機関から必要なお知らせを受けるなどの、様々なオンラインサービスが受けられる。

【3】行政サービスにおける連携・協働の推進

人口減少や少子高齢化の進行など急激な社会環境の変化に伴い、多様化・高度化する行政課題に、柔軟かつ適切に対応するためには、行政だけでは困難な状況になっている。

これまで本市においては、市民参加の促進を図り、市民と行政がそれぞれ公共・公益的な役割を担いながら、地域の特性を活かした市民との協働のまちづくりを推進してきたところである。

今後も、市民、地域コミュニティ組織、NPO^{※10}、民間企業など様々な主体とそれぞれの特性を活かしながら、相互に連携・協働して行政課題の解決を推進し、さらには、民間の資金、技術的能力、経営能力等の活用により、行政サービスの向上、コストの縮減を推進していくものとする。

＜主な取り組み事項＞

1. 市民等との連携・協働	
	(1) 市民、地域コミュニティ組織、NPO 等との連携・協働
	(2) 民間・大学等との協働
2. 民間活力の活用	
	(1) 指定管理者制度の導入効果の検証とさらなる充実
	(2) シェアリングエコノミー ^{※11} の推進
	(3) PPP ^{※12} /PFI ^{※13} 導入事業の検討と制度の活用

【用語説明】

※10：NPO とは、Non Profit Organization の略で、市民が自発的に作ったボランティア団体や市民活動団体を含む民間非営利組織の総称のこと。

※11：シェアリングエコノミーとは、「場所」「乗り物」「モノ」などの遊休資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、インターネット上の仕組みを介して、個人間でシェア（共有）する新しい経済の動きのこと。

※12：PPP とは、Public Private Partnership の略で、行政と民間が協力して公共サービスを効率的に運営する手法のこと。官民パートナーシップ、官民連携とも呼ばれている。PFI は PPP の代表的な手法の一つ。

※13：PFI とは、Private Finance Initiative の略で、公共施設などの建設、維持管理、運営などに民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

【4】市民の声が届く行政サービスの提供

本市においては、これまで、各種証明書の早朝交付や、ライフイベント（転入・転出・転居・出生・死亡等）の視点から横断的に手続きや窓口業務を見直し、関係課との連携を強化するとともに、窓口の土日開庁や手続きを一つの窓口にて行えるワンストップサービスを実施し、市民の利便性の向上に努めてきたところである。

今後も更なる利便性の向上を図るため、市民ニーズを最優先にした窓口業務の見直しを行い、市民が利用しやすい新たな窓口サービスの充実や、対応する職員の資質向上などを行うものとする。加えて、市役所を訪れる誰もが利用しやすいよう、分かりやすい案内表示や子ども連れでも安心できる配置などの空間づくりにも努めるものとする。

また、市民一人一人の声を的確に把握するために広聴活動や市民相談の充実を図り、その声を職員全員が共有しながら、温かく心のこもった「市民目線」での行政サービス提供に努めるものとする。

＜主な取り組み事項＞

1. 利用者に優しい市役所づくり	
	(1) 市民が利用しやすい空間づくり
	(2) 市民が利用しやすい窓口サービスの実施
	(3) ワンストップサービスの推進
2. 市民の声が届く市役所づくり	
	(1) 市民のニーズを的確に把握
	(2) 市民の声を反映した行政サービスの実施
3. 職員の窓口対応力向上	
	(1) 体系的な業務研修とマニュアル整備

【5】定員管理及び給与の適正化

職員の定員については、第四次行政改革において、平成 18 年 4 月 1 日現在の職員数 432 人を基準に、平成 28 年 4 月 1 日までの 10 年間で 10%（43 人）以上の削減を目標とし取り組みを行い、平成 26 年 4 月を以って削減目標を達成したところである。

今後の定員管理にあたっては、民間委託の推進や業務の効率化を進める一方、新たな行政課題への対応も考慮しながら、適正な定員管理に努めるとともに、人員配置についても、業務のあり方の見直しを行い、重要課題である分野については集中的に配置するなど適正な人員配置を図るものとする。

給与の適正化については、平成 28 年度から人事評価制度を本格的に導入し、業績評価の結果を全職員の勤勉手当成績率及び平成 29 年 4 月からの定期昇給に反映させたところである。また、給与制度の見直しについては、平成 25 年以降、昇格制度の見直しや 55 歳を超える職員の原則昇給停止等の見直しを行ってきたところである。

今後は、個々の能力、業務の困難度などを考慮し、実績を評価することにより、公平性・透明性のある人事評価制度を確立するとともに、勤務成績等を反映した職員給与の適正化にも努めるものとする。

組織の活性化及び最適化については、柔軟な人員配置を可能にした「部制」の導入や、市民の利便性を向上するため、フレックス勤務制を導入し各種証明書の早朝発行等を実施してきたところである。

今後も、社会経済情勢や市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応できるよう、新たな行政課題に即応した施策を効果的に展開できる組織の配置など、不断の見直しを行い、市民にわかりやすく、機能的で効率的な組織・機構の構築に努めるものとする。

<主な取り組み事項>

1. 定員管理の適正化	
	(1) 業務内容に応じた適正な定員管理
2. 給与の適正化	
	(1) 勤務成績を反映した給与制度の確立
	(2) 給与制度全般にわたる見直しの検討
3. 組織の活性化及び最適化	
	(1) 地域課題や市民ニーズに的確かつ迅速に対応できる組織体制の見直し
	(2) 女性職員の活躍推進

【6】時代変化に対応する人材育成と働きやすい環境の推進

職員の意識改革や能力向上については、これまでも各種研修制度の活用に加え、IT 企業派遣等の新たな取り組みを行い、時代に適応した人材育成に取り組んできたところである。

今後も、時代の変化に伴い、高度化・多様化する行政課題に対応するため、職員自ら創意工夫し改善を重ね業務を推進する職務遂行能力、政策形成能力や専門的知識・技術等の向上につながる研修制度の充実等に努めるものとする。

また、市民の信頼に応える強い自覚と責任感、前例や固定観念にとらわれないチャレンジ精神を持ち、かつ一層のスピード感をもって対応ができるよう職員一人一人の意識を高めるものとする。

少子高齢化の進展や人口減少等により、育児・介護等の家庭での活動や地域を支える活動など、職員一人一人の仕事以外に担うべき役割が増加していくことが予想される。

また、本市においては、これまでの第四次行政改革において、職員数の削減や組織体制の見直し、人件費の抑制を行い、一定のスリム化に取り組んできたところである。今後は、量的削減から、職員・組織・仕事の質を向上させ、行政組織の総合力を高める「質的向上」に着目した取り組みが必要である。そのためには、職員が生き生きと仕事ができる職場を構築し、「ワーク」と「ライフ」を両立することが不可欠である。

長時間労働の是正など、職員のワーク・ライフ・バランス^{※14}を実現することや、リフレッシュできるワークスペースを作ることで、職員一人一人が生き生きと、高いモチベーションを持って働くことができる職場環境をつくり、また、家庭生活をはじめとした、個人のライフ・マネジメント^{※15}を組織として適切に支援していく取り組みも必要である。

今後は、全ての職員が能力を最大限発揮できるようにワーク・ライフ・バランスを推進し、行政組織の質的向上に努めるものとする。

<主な取り組み事項>

1. 働き方改革による行政組織の質的向上	
	(1) ワーク・マネジメントの推進
	(2) ライフ・マネジメント支援の促進
	(3) 働きやすいワークスペース
2. 職員の意識改革・能力向上	
	(1) 意識改革や能力向上につながる職員研修の充実
	(2) 職員の意欲を尊重した自己申告制度による意識改革
	(3) 職員による積極的な企画立案

【用語説明】

※14：ワーク・ライフ・バランスとは、ワーク（仕事）とライフ（生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。

※15：マネジメントとは、様々な資源（ヒト・モノ・カネ・情報等）を管理し、効果を最大化する手法のこと。

【7】地方公営企業の経営健全化

地方公営企業の経営については、平成 26 年 8 月に総務省より「公営企業の経営に当たっての留意事項について」が発出された。その中で、地方公共団体が自らの判断と責任に基づき、公営企業の経営健全化等に不断に取り組むことが必要であるとされ、公営企業の抜本的な改革（事業廃止、民営化、広域的な連携及び民間活用）が推進されている。

水道事業については、適切かつ効率的な事業運営の観点から、水道料金の見直しを含めた、より一層の経営改革と経営基盤の強化に取り組み、引き続き安全でおいしい水の安定供給に努めるものとする。

また、経営の効率化が図られるものについては、安全性・効率性・経済性を勘案しながら、民間委託等の導入を図るものとする。

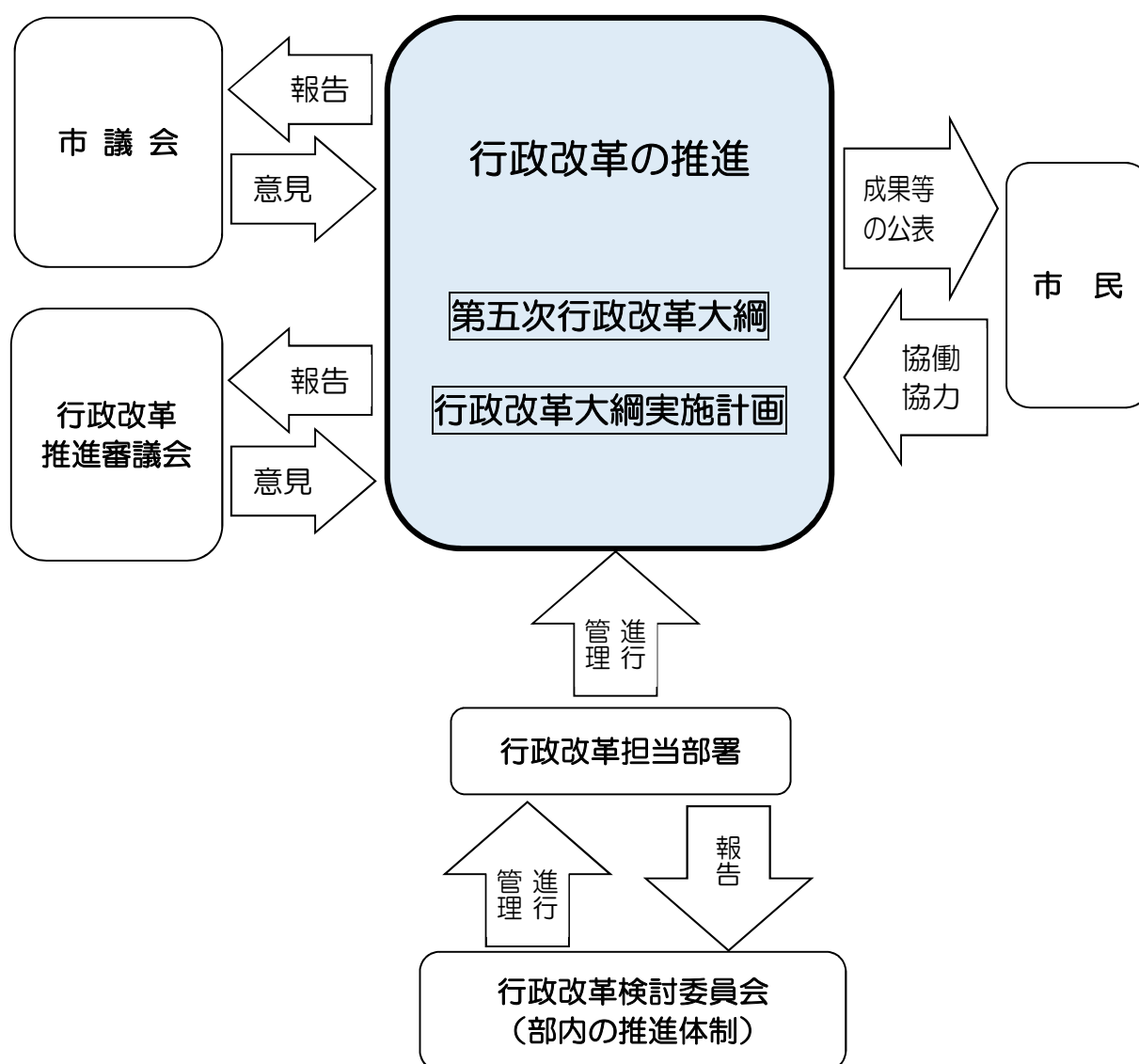
＜主な取り組み事項＞

1. 地方公営企業の経営健全化	
	（１）経営戦略の実施
	（２）経営比較分析表の作成及び公表
	（３）業務内容に応じた民間委託の検討・導入

Ⅲ 行政改革の推進体制

本大綱に掲げる改革項目を着実に推進するために、「島原市行政改革検討委員会」により進行管理を行いながら、職員一人一人が改革意欲をもち、市役所が一体となって改革実現に向け取り組むものとする。

また、改革の進捗状況及び成果などについては、必要に応じて「市議会」や「島原市行政改革推進審議会」に対し報告し、その意見を改革の推進に反映するとともに、広報紙などを用いて市民に分かりやすく公表し、理解と協力を得られるよう努めるものとする。



参考資料—1「島原市行政改革推進審議会」（会長 満井 敏隆）

所属団体名	役 職	氏 名
島原商工会議所	会頭	満 井 敏 隆
有明町商工会	会長	片 山 輝 雄
島原市議会議員		草 野 勝 義
島原市議会議員		上 田 義 定
島原市医師会	会長	高 尾 雅 巳
島原雲仙農業協同組合	島原支店長	大 津 守
島原漁業協同組合	代表理事組合長	吉 本 政 信
島原文化連盟	委員長	宮 崎 金 助
島原市婦人会連絡協議会	監査	成 瀬 則 子
島原市青年団連合会	会長	馬 渡 倫 幸
島原市町内会・自治会連合会	会長	阿 部 洋次郎
連合長崎諫早・島原地域協議会 島原ブロック連絡会議	議長	田 尻 正 行

参考資料—2「行政改革大綱の経緯」

大 綱	開始年月	計画期間
行政改革大綱（第一次）	昭和 60 年 10 月	—
新行政改革大綱（第二次）	平成 8 年 4 月	5 年
第三次行政改革大綱	平成 13 年 4 月	概ね 10 年
第四次行政改革大綱	平成 20 年 5 月	概ね 10 年
第五次行政改革大綱	平成 30 年 5 月	概ね 10 年

参考資料—3「第一次～第四次行政改革大綱期間の主要実績」

昭和 60 年 10 月	「島原市行政改革大綱」(第一次行革大綱) 決定
昭和 61 年 4 月	・専決事項の変更(助役・課長等の専決金額の引き上げ) ・財務事務の見直し(旅費・費用弁償・使用料・手数料等) ・水道検針、電話交換業務を民間委託 ・図書館を教育文化振興事業団へ委託 ・組織・機構の改革 ア) 建設課・都市計画課を統合し建設課を設置 イ) 社会課を廃止 ウ) 農業委員会事務局を農林水産課に併置 エ) 衛生課を保健衛生課とする ・給料表を等級制から級制へ切り替え(初任給の1号切り下げ) ・退職手当の支給率削減 ・納税協力組合に対する奨励金の交付率削減(0.5%ずつの向こう4年間)
昭和 63 年 4 月	特殊勤務手当の見直し
平成 元年 4 月	・組織・機構の改革 ・町名町界係を企画課へ編入(1係減) ・文化会館を民間委託 ・窓口のオンライン化
平成 2 年 11 月	印鑑登録の電算化
平成 4 年 1 月	組織・機構の改革—災害復興課新設(1課3係)
平成 5 年 10 月	組織・機構の改革 ア) 建設課を建設課と都市整備課に再分離 イ) 市民課防災係を「防災課」として独立 ウ) 総務課管財係を拡充し用地管財課新設
平成 7 年 3 月	「新行政改革推進本部」設置(職員で構成)
平成 7 年 9 月	「新行政改革推進審議会」設置(条例設置)
平成 8 年 3 月	「島原市 新行政改革大綱」(第二次行革大綱) 決定
平成 8 年 5 月	「行政改革実施計画」策定
平成 8 年 9 月	インターネット導入(高度情報化)
平成 8 年 11 月	CATV の三セク化(高度情報化)
平成 9 年 1 月	・し尿処理場の民間委託移行準備開始 ・情報公開条例施行(情報公開室新設)
平成 9 年 4 月	・職員数 374 人 ・財務会計の電算化(職員削減効果△2) ・陸上競技場を教育文化振興事業団へ委託 ・不燃物等搬入許可の市民課交付開始 ・し尿処理業務の民間委託開始(職員削減効果△3) ・農業委員会へ専任事務局長を配置(非管理職・職員増なし)

平成 10 年 4 月	・職員数 366 人（前年比△8 人） ・手数料の見直し（市税督促手数料の改正）
平成 10 年 10 月	・学校給食のブロック化試行開始 ・中学校への給食導入試行開始
平成 11 年 3 月	戸籍事務の電算化（職員削減効果△1）
平成 11 年 4 月	・職員数 359 人（前年比△7 人） ・定数削減（△19） ・組織・機構の改革 ア）災害復興課を廃止 イ）保険年金課を新設（介護保険係の新設） ウ）防災課を災害対策課に改称 エ）保健衛生課を保健環境課に改称 オ）保健センターを新設 カ）用地管財課内に契約管理係を新設 キ）会計課を設置（収入役の職務権限の明確化） ク）市民課の改組・改革 ・学校給食調理業務を教育文化振興事業団へ一部委託（ブロック方式） ・専決区分の見直し（権限の移譲）
平成 11 年 5 月	議員定数削減（26 人から 23 人）
平成 11 年 10 月	第三次行政改革大綱策定に向けた行政改革推進審議会開催
平成 12 年 4 月	職員数 359 人（前年比±0）
平成 12 年 10 月	第三次行政改革大綱策定に向けた行政改革推進審議会答申
平成 13 年 3 月	島原市第三次行政改革大綱策定（3 月 30 日）
平成 13 年 3 月	第三次行政改革大綱実施計画策定（3 月 30 日）
平成 13 年度	・施策推進のための職員プロジェクトチームの設置を推進 ＜職員プロジェクトチーム＞ 「未収金対策検討委員会」・「機構改革検討委員会」・「校務主事制度見直し検討委員会」・「児童福祉施設民間委託等検討委員会」・「高度情報化推進検討委員会」を設置
平成 13 年 4 月	・職員数 355 人（前年比△4 人） ・職員の県との相互交流を開始 ・用地管財課による公用車（共用車）の集中管理を開始 ・企画課内に高度情報化推進室を設置
平成 13 年 5 月	全庁横断的な企画調整機能の強化を図るため各課に企画担当者を設置
平成 13 年 10 月	男女共同参画推進のため島原市男女共同参画推進懇話会（市民で構成）を設置
平成 13 年 11 月	インターネットによる各種申請書等提供サービスを開始

平成 14 年度	・市単独補助金の見直しを実施（100 数件の補助金の 10%削減等） ・市ホームページに島原市議会会議録を掲載
平成 14 年 4 月	・職員数 353 人（前年比△2 人） ・第五小学校学校給食調理業務を教育文化振興事業団へ委託（学校給食調理業務の完全委託化） ・職員の特殊勤務手当の見直し（16 種類 36 項目→10 種類 15 項目）（公営企業部門においては 5 種類の特殊勤務手当を廃止） ・モデル課による事務事業評価の施行を実施
平成 14 年 5 月	行政評価制度導入のための職員プロジェクトチームを設置
平成 14 年 7 月	新たな職員政策提案制度を開始
平成 14 年 8 月	・住民基本台帳ネットワーク・システム稼動 ・島原市移動ふれあい情報館（ATIC：エーテック）の運用開始
平成 14 年 10 月	事務事業評価の全課試行を開始
平成 14 年 11 月	市ホームページに島原市例規集を掲載
平成 15 年 3 月	・防災・行政同報告知システムのモデル事業（実証実験）開始 ・庁内ネットワーク（庁内 LAN）・グループウェアを整備
平成 15 年 4 月	・職員数 351 人（前年比△2 人） ・屋外公衆トイレの市民対応窓口を保健環境課へ一本化 ・事務事業の一部所管換え ア）シルバー人材センターに関すること（企画課→商工観光課） イ）商品量目立入検査及び特定計量器定期検査（商工観光課→市民課） ウ）通信・運輸・エネルギー（商工観光課→企画課） エ）災害弔慰金の支給（災害対策課→福祉事務所） オ）土地開発公社との連絡（企画課→用地管財課） ・職員の再任用制度を導入
平成 15 年 4 月	業務委託契約（一部除く）事務を用地管財課へ一元化
平成 15 年 5 月	市ホームページに市勢要覧・市統計データを掲載
平成 15 年 9 月	男女共同参画推進懇話会から市へ「男女共同参画計画策定に向けての提言書」提出
平成 15 年 12 月	市ホームページで個人情報保護条例（素案）のパブリックコメントを実施
平成 16 年 1 月	公的個人認証サービス運用開始
平成 16 年 3 月	・総合行政ネットワーク（LGWAN）へ参加 ・市県民税確定申告の日曜日受付を実施
平成 16 年度	職員の退職手当の支給率引き下げ
平成 16 年 4 月	職員数 345 人（前年比△6 人）
平成 16 年 11 月	公立保育園の民営化に向けた保護者アンケートを実施（浦田・白山保育園）
平成 17 年 3 月	島原市男女共同参画計画を策定

平成 17 年度	民間保育所運営費市単独補助金を廃止
平成 17 年 4 月	・職員数 343 人（前年比△2 人） ・土地開発公社の体制見直し（市職員との協力体制を整備） ・島原市勤労者会館の業務をシルバー人材センターへ委託 ・市の情報セキュリティ対策のための情報セキュリティポリシーを策定
平成 17 年 9 月	集中改革プラン策定に向けた職員ワーキンググループを設置
平成 17 年 10 月	指定管理者制度の導入に向け指定管理者選定委員会を設置
平成 18 年 1 月	・南高来郡有明町を編入合併 ・定数削減 合併前（有明町含む） 479 人→450 人（△29 人） ・合併に伴う本庁等の組織・機構の見直し ア）地域調整振興課を新設 イ）農林水産課を農林課と水産課に分離 ウ）有明支所を設置（4 課） エ）三会支所を三会出張所に改称
平成 18 年度	・平成 19 年度予算編成から経常的経費の枠配分方式を導入 ・平成 19 年度予算編成において経常経費 5%削減を実施
平成 18 年 4 月	・職員数 432 人（前年比+89 人 合併に伴う職員増） ・文化・体育施設 14 施設に指定管理者制度を導入 ・組織・機構の一部見直し ア）地域調整振興課を地域振興課に改称 ・職員給与の見直し ア）給料表の水準を平均 4.8%引き下げ イ）高齢層職員（55 歳以上）の給料抑制措置
平成 18 年 10 月	・島原市広告掲載事業を開始（ホームページ及び清掃車両広告収入事業） ・市ホームページで市国民保護計画（素案）のパブリックコメントを実施
平成 18 年 11 月	公立保育園民営化ガイドラインを策定
平成 19 年 1 月	人事異動の参考資料として活用するため、職員の「自己申告制度」導入
平成 19 年 2 月	第四次行政改革大綱策定に向けた新たな行政改革推進審議会を設置
平成 19 年 3 月	「島原市行政改革集中改革プラン」を策定（3/28 公表）
平成 19 年度	・事務事業評価を 20 年度予算編成に活用 ・20 年度予算編成において経常的経費の 5%削減を実施 ・20 年度予算編成において市単独補助金の 18 年度比 10%削減を実施

平成 19 年 4 月	・職員数 424 人（前年比△8 人:H18 年 4 月からの累計△8 人） ・文化、体育施設 4 施設に指定管理者制度を導入 ・有明学校給食センターの調理業務を教育文化振興事業団へ委託 ・有明支所の組織見直し（4 課から 2 課へ再編） ・有明町簡易水道の給水事業を水道事業管理者に事務委任（水道課による一体的な事業管理を開始）
平成 19 年 5 月	有明庁舎の一部（別館）を農協の事務所として貸付け（未利用財産有効活用）
平成 19 年 7 月	有明庁舎の一部を一部事務組合の事務所として貸付け（未利用財産有効活用）
平成 19 年 11 月	第四次行政改革大綱策定に向けた行政改革推進審議会開催
平成 20 年度	・市単独補助金において、交付額全体で 18 年度比約 10%削減を実施 ・特別職の給与削減（市長 20%、副市長 10%、教育長 5%） ・「島原市水道ビジョン」を策定
平成 20 年 4 月	・職員数 418 人（前年比△6 人:H18 年 4 月からの累計△14 人） ・島原温泉ゆとろぎの湯、島原城の 2 施設に指定管理者制度を導入
平成 20 年 4 月	・第四次行政改革大綱（案）について行政改革推進審議会答申（4 月 8 日） ・第四次行政改革大綱（案）に対するパブリックコメントを実施
平成 20 年 5 月	島原市第四次行政改革大綱策定
平成 20 年 10 月	競艇場外発売場「オラレ島原」を島原港ターミナルビルに受入
平成 20 年 11 月	島原市第四次行政改革大綱前期実施計画を策定
平成 21 年 1 月	係長級以上の職員を対象に、人事評価制度を試行的に導入。
平成 21 年度	土曜、日曜の午前中に窓口を開庁（土日開庁）
平成 21 年 4 月	・職員数 410 人（前年比△8 人:H18 年 4 月からの累計△22 人） ・物産流通対策本部を設置 ・観光案内所「観光ガイド大手門番」を開設 ・児童館において、正規職員による主任児童厚生員の配置を廃止し、主任児童厚生員及び児童厚生員とも非常勤対応とした。さらに集団指導を廃止し、夏休み等の長期休業期間を除き、原則午後からのみの会館に変更した。 ・女性消防団の発足
平成 21 年 8 月	「熊本港ターミナルしまばら観光案内所」を開設
平成 21 年 9 月	「市メールマガジン」発行開始
平成 21 年 10 月	行政評価制度 行政評価委員会設置（外部評価の導入）
平成 22 年 2 月	ホームページ「島原からのおくりもの」開設（物産流通グループ）

平成 22 年度	パスポート窓口を開設
平成 22 年 4 月	・職員数 408 人（前年比△2 人:H18 年 4 月からの累計△24 人） ・浦田保育園を社会福祉法人に移譲し民営化 ・ごみ減量、再資源化の推進のため資源物回収を月 1 回から月 2 回に増やした ・組織・機構の見直し - ア)「部制」を導入 - イ)「課・係制」を廃止し、「グループ制」を導入 - ウ)教育委員会が所管する「文化」及び「スポーツ」に関する事務の一部を市長部局へ
平成 22 年 12 月	部長、グループ長職について、人事評価制度の試行結果を勤務評定の基礎資料として用いて、勤勉手当成績率へ反映した。
平成 23 年 2 月	養護老人ホームありあけ荘の今後の運営方法について検討するため「島原市立ありあけ荘あり方検討委員会」を開催。
平成 23 年度	・人事評価制度の試行対象を一般職員に拡大（技能労務職を除く） ・コンビニ収納の実施（軽自動車税） ・「島原市がまだす地域づくり補助金」の創設
平成 23 年 4 月	・職員数 401 人（前年比△7 人:H18 年 4 月からの累計△31 人） ・指定管理者による管理開始（有明の森フラワー公園） ・南高北東部環境衛生組合の解散に伴い、有明地区のごみ収集を市で対応するため、ごみ収集体制の見直しを行った ・島原市ホームページリニューアル（CMS 導入）
平成 23 年 6 月	市議会議員の議員定数 2 名削減（23 名→21 名）
平成 23 年 8 月	社会情勢、市の行財政改革上の課題等を総合的に勘案し、副市長一人制とした。
平成 24 年度	・「島原市がまだす地域づくり補助金」の拡充 ・「島原市がまだす地域づくり交付金」を創設し、町内会・自治会が取り組む地域コミュニティ活動の維持・促進のための活動を支援 ・コンビニ収納の実施（市県民税・固定資産税・国民健康保険税・水道料金）
平成 24 年 4 月	・職員数 396 人（前年比△5 人:H18 年 4 月からの累計△36 人） ・指定管理者による管理開始（有明福祉センター、平成町人工芝グラウンド） ・ウェブ予約システム「公共施設予約システム iTotto（アイトット）」運用開始（長崎県自治体クラウドサービス）
平成 25 年 3 月	養護老人ホームありあけ荘の移譲先を公募するため、外部委員からなる「島原市立ありあけ荘移譲検討委員会」を開催

平成 25 年度	・平日の各種証明書の早朝交付を開始 ・「電子決裁・文書管理システム」運用開始 ・「財務会計システム」のオープンシステム化
平成 25 年 4 月	・職員数 393 人（前年比△3 人:H18 年 4 月からの累計△39 人） ・高位の号給から昇格した場合の給料月額の増加額を縮減する昇格制度の見直しを実施 ・公益法人制度改革関連 3 法の公布に伴い、「島原市教育文化振興事業団」及び「島原城振興協会」が一般財団法人へ移行
平成 25 年 8 月	島原市第四次行政改革大綱後期実施計画を策定。
平成 26 年 1 月	組織機構の見直し
平成 26 年度	「島原市施設の魅力アップ懇話会」を開催し、施設利用者の声を管理運営や事業内容に反映させた。
平成 26 年 4 月	・職員数 388 人（前年比△5 人:H18 年 4 月からの累計△44 人） 職員の削減目標を達成。 （目標:H18 年 4 月～H28 年 4 月の 10 年間で 43 人以上削減） ・人事評価制度の試行対象を技能労務職を含む全職員に拡大 ・55 歳以上の職員は原則昇給停止とする昇給抑制措置を実施
平成 26 年 6 月	島原市公式フェイスブックページを開設 https://www.facebook.com/city.shimabara
平成 26 年 7 月	島原市公式ツイッターを開設 https://twitter.com/cityshimabara
平成 26 年 12 月	新ふるさと納税開始（ポイント制の導入・魅力ある返礼品）
平成 27 年度	27 年度予算編成において市単独補助金の 10%削減を実施
平成 27 年 4 月	・職員数 384 人（前年比△4 人:H18 年 4 月からの累計△48 人） ・給料表水準を平均 2%引き下げるなどの給与制度全般にわたる見直しを実施
平成 27 年 6 月	市議会議員の議員定数 2 名削減（21 名→19 名）
平成 27 年 9 月	「島原市ふるさと創生本部」を設置
平成 27 年 9 月	住基、税、国保等の住民情報系システムのオープン化を実施し稼働開始。
平成 28 年度	既存の公有財産台帳等を基に、財務書類 4 表作成の基礎となる「固定資産台帳」の整備を行った。
平成 28 年 4 月	・職員数 379 人（前年比△5 人:H18 年 4 月からの累計△53 人） ・「ありあけ荘」を民営化した。 ・ウェブ予約システム「公共施設予約システム iTotto（アイトット）」がモバイル（スマートフォン・タブレット）に対応開始。
平成 28 年 5 月	水道メーター器検針業務委託を見直し「毎月検針」から「隔月検針」に変更し経費節減に取り組んだ。

平成 28 年 10 月	指定管理制度導入（島原城・鯉の泳ぐまち観光交流施設「湧水館・四明荘・清流亭」）
平成 28 年 12 月	直近の業績評価の結果を全職員の勤勉手当成績率に反映した。
平成 29 年 3 月	庁内ネットワークとインターネットを分離し、セキュリティの向上を図った。
平成 29 年度	・市広報紙への有料広告掲載を開始。 ・児童生徒の多様なニーズに対応するための「学習支援員」を市内小・中学校へそれぞれ 1 名増員。
平成 29 年 4 月	・職員数 368 人（前年比△11 人:H18 年 4 月からの累計△64 人） ・平成 29 年 4 月の定期昇給に平成 28 年度の人事評価結果を反映した。（全職員）
平成 29 年 5 月	庁内からのインターネットアクセスについて、「長崎県セキュリティクラウド」に参加し、高度なセキュリティ対策を実施。
平成 29 年 10 月	原価算定方式による「使用料・手数料」の見直しを実施した。（見直し施設 41 施設）
平成 30 年度	・「納税協力組合奨励金」を廃止。 ・「高齢者住宅改造助成事業」を廃止。
平成 30 年 4 月	・職員数 364 人（前年比△4 人:H18 年 4 月からの累計△68 人） ・平成 30 年 4 月の定期昇給に平成 29 年度の人事評価結果を反映した。（全職員） ・「白山保育園」を民営化した。
平成 30 年 4 月	第五次行政改革大綱（案）に対するパブリックコメントを実施
平成 30 年 5 月	第五次行政改革大綱（案）について行政改革推進審議会答申（5 月 1 日）
平成 30 年 5 月	島原市第五次行政改革大綱策定（5 月 18 日）

参考資料—4「行政改革推進審議会答申」

平成30年5月1日

島原市長 古川 隆三郎 様

島原市行政改革推進審議会
会 長 満 井 敏 隆

島原市第五次行政改革大綱について（答申）

我が国においては、人口減少・高齢化が進行し、依然として厳しい地方財政の状況など地方公共団体における経営資源の制約が強まってきている一方で、少子高齢化等を背景とした行政需要は確実に増加することが見込まれる。このような状況下においても質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するためには、行政改革に対するより一層の取り組みが必要となっている。

本市においても、若年層の人口流出や少子化などの影響により人口減少が進むとともに、地域社会の担い手不足や地域活力の減退が懸念されており、将来にわたり人口を維持するには、市民をはじめ多様な主体と連携しながら、島原の特色を生かした独創性のある事業に取り組むことが求められる。

このため、既存の業務について、業務のプロセスを抜本的に見直し、業務の流れを最適化し、さらには ICT を活用して業務の標準化・効率化に努めるとともに、民間委託等の積極的な活用等による更なる業務改革を推進し、そこで捻出された行政資源を行政が自ら対応すべき分野に集中させなくてはならない。

また、職員の意識改革を進め、高度化・多様化する行政課題に対応する地方自治の担い手としてふさわしい人材を育成するとともに、行政運営にあたっては、地域や民間の活力を活用し、これまでにない新たな住民サービスの創出が必要である。

本審議会は、島原市から第五次行政改革大綱策定のための諮問を受け、平成29年11月から4回の審議会を開催し、市から示された大綱案を基に協議・検討を鋭意行ってきたところであるが、今般、次のように成案を得たので答申する。

なお、行政改革の推進にあたっては、本答申を十分尊重するとともに、広く市民の理解と協力を得られるよう努められることをお願いする。

参考資料—5「第五次行政改革大綱策定に係る審議会経緯」

平成 29 年 11 月 20 日	■第五次行政改革大綱の策定に向けた方針等について説明 ■大綱（案）の全体構成及び概要について説明
平成 30 年 2 月 6 日	■第五次行政改革大綱（案）について審議 【審議項目】 ・基本方針 ・行政改革の取り組み経緯 ・重点的改革項目 ・取り組みの具体的方策 【1】持続可能な財政基盤の確立 【2】効率的・効果的な行政運営の推進 【3】行政サービスにおける連携・協働の推進
平成 30 年 2 月 21 日	■第五次行政改革大綱（案）について審議 【審議項目】 【4】市民の声が届く行政サービスの提供 【5】定員管理及び給与の適正化 【6】時代変化に対応する人材育成と働きやすい環境の推進 【7】地方公営企業の経営健全化 ・行政改革の推進体制
平成 30 年 4 月 23 日	■第五次行政改革大綱（案）について審議
平成 30 年 5 月 1 日	■審議会答申